

厚生労働省北海道労働局発表  
令和6年11月11日

担 当	【照会先】
	厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
	課長 河合 博文 統括特別司法監督官 大串 尚哉
	<電話> 011-709-2311 (内線 3542)

報道関係者 各位

## 自動車運転者を使用する事業場の85.9%で法令違反

～自動車運転者を使用する事業場に対する令和5年の監督指導状況～

北海道労働局（局長 <sup>みとみ のりえ</sup> 三富 則江）では、この度、管下17の労働基準監督署（支署）が、トラック、バス及びタクシー・ハイヤーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った令和5年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

- 監督指導を行った事業場は192事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは165事業場（85.9%）となっています（別紙1の1参照）。  
また、改善基準告示違反が認められたのは、110事業場（57.3%）となっています（別紙1の2参照）。
- 主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に 労働時間（50.0%） 割増賃金（25.5%） 労働時間の状況の把握（10.4%）となっています（別紙1の1参照）。
- 主な改善基準告示違反事項は、多い順に 最大拘束時間（37.5%） 総拘束時間（37.0%） 連続運転時間（29.2%）となっています（別紙1の2参照）。  
（「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「総拘束時間」は一定期間（トラック・タクシーは1か月間、バスは1か月間又は4週間）における拘束時間をいう。「最大拘束時間」は1日における拘束時間、「休息期間」は勤務と次の勤務の間の自由な時間をいう。）
- 荷主との協議などにより、労働時間削減につなげた事例を紹介します（別紙1の4参照）。
- 北海道労働局では、令和6年4月から施行されている時間外労働上限規制と改正改善基準告示の適用により、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令等の周知・啓発に努めるとともに、監督指導を行うなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。併せて、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、取引先となる荷主事業者に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組の要請を行っていきます。

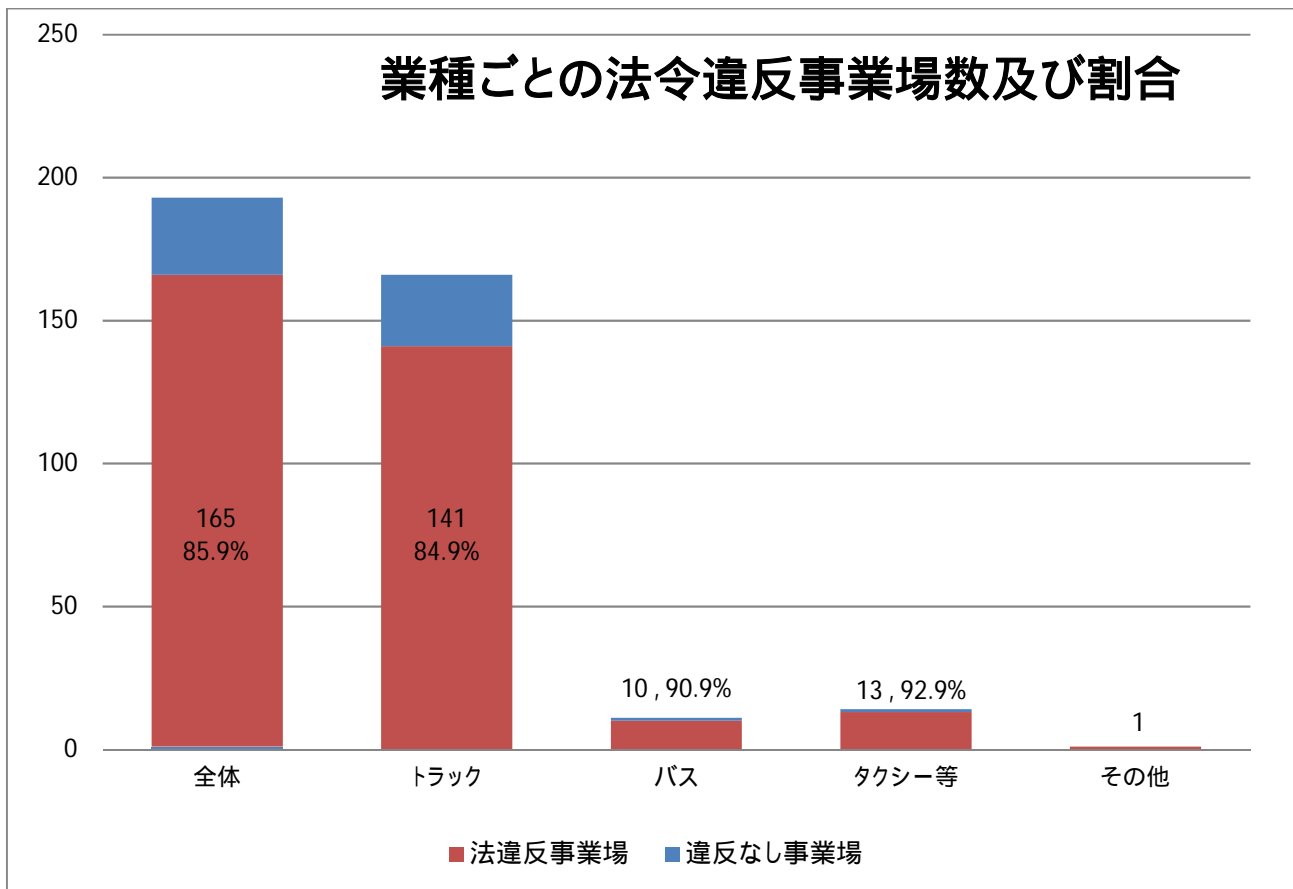
# 1 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数

表中の( )内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

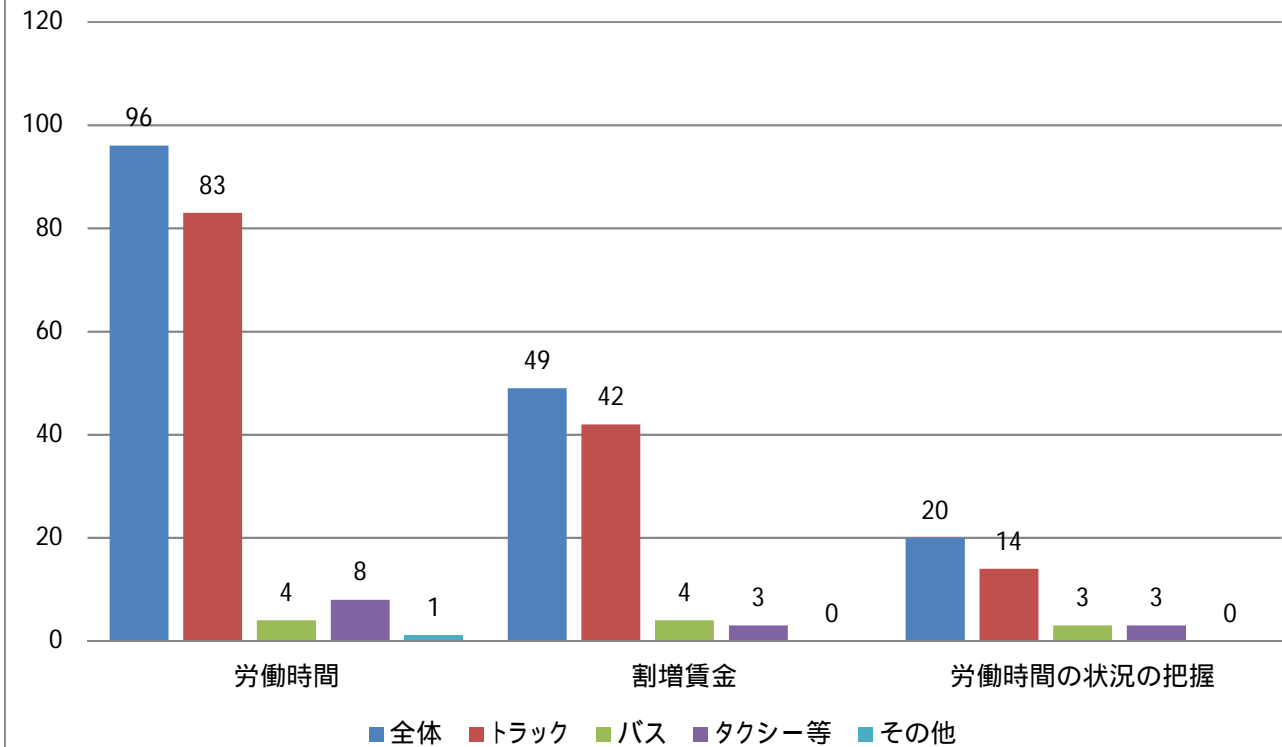
業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	労働時間の 状況の把握
トラック		166	141 (84.9%)	83 (50.0%)	42 (25.3%)	14 (8.4%)
バス		11	10 (90.9%)	4 (36.4%)	4 (36.4%)	3 (27.3%)
タクシー等		14	13 (92.9%)	8 (57.1%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)
その他		1	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		192	165 (85.9%)	96 (50.0%)	49 (25.5%)	20 (10.4%)

タクシー等：タクシー及びハイヤー。以下同じ。

その他：トラック、バス及びタクシー・ハイヤー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。



## 業種ごとの主な法令違反事項件数



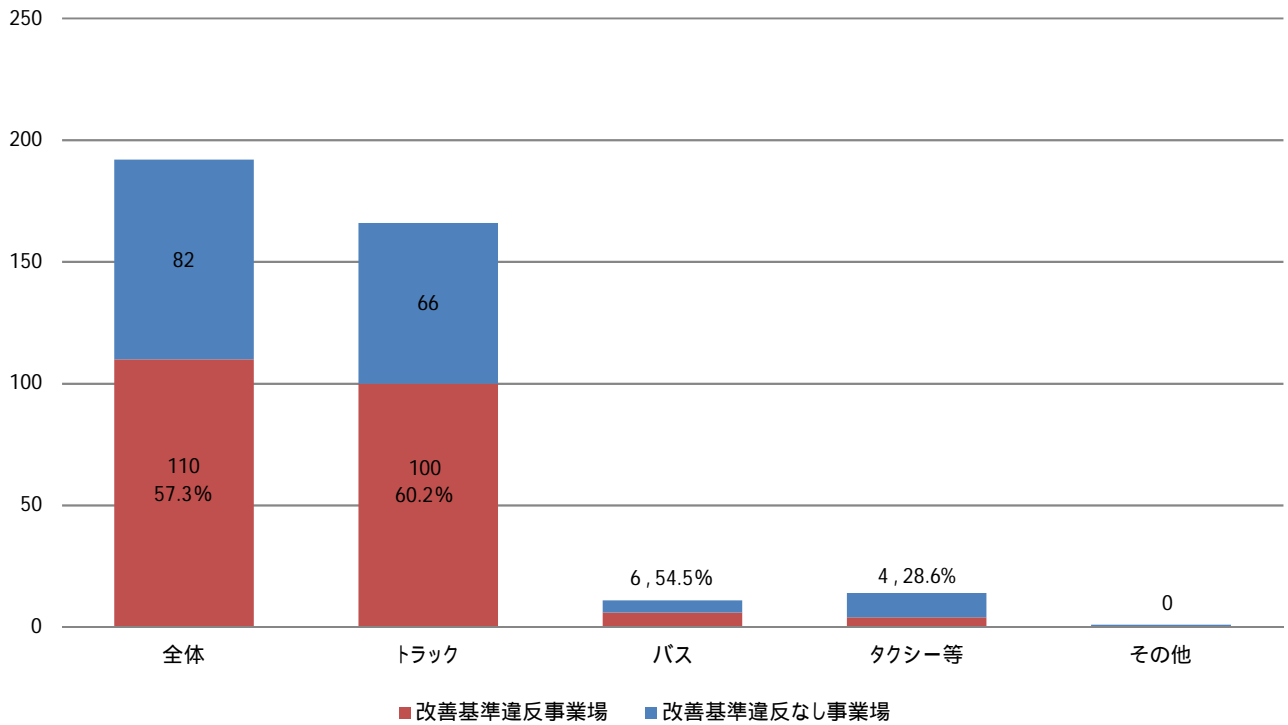
1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

## 2 業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

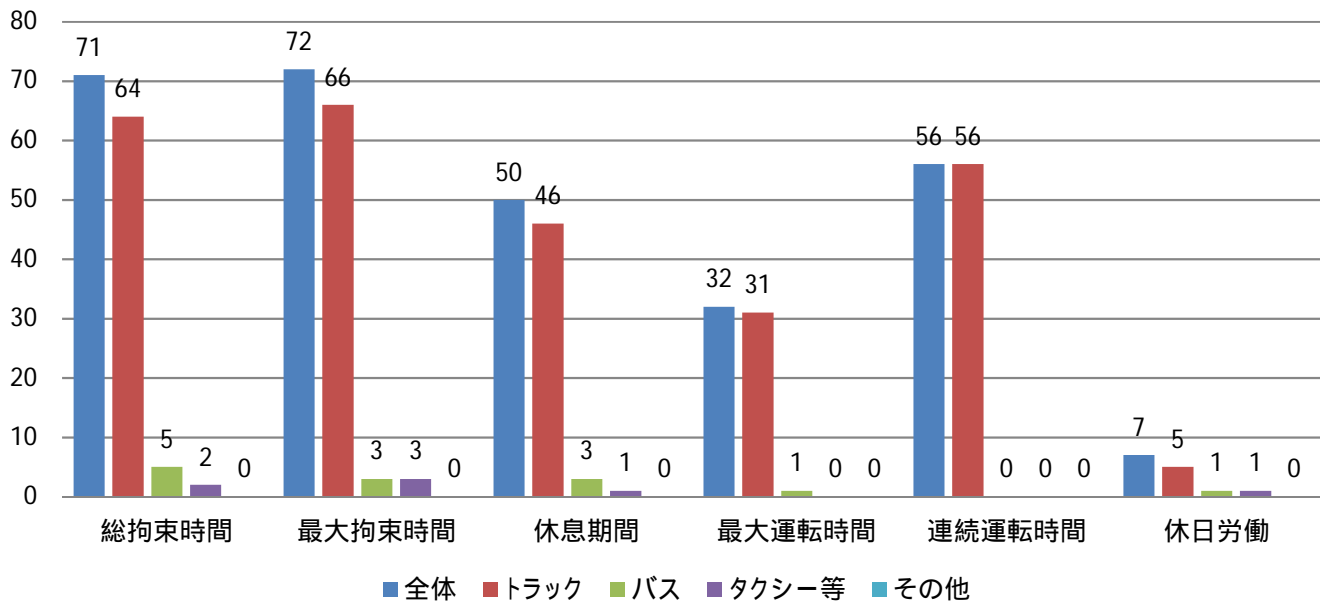
事項 業種	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項					
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック	166	100 (60.2%)	64 (38.6%)	66 (39.8%)	46 (27.7%)	31 (18.7%)	56 (33.7%)	5 (3.0%)
バス	11	6 (54.5%)	5 (45.5%)	3 (27.3%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
タクシー等	14	4 (28.6%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)
その他	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	192	110 (57.3%)	71 (37.0%)	72 (37.5%)	50 (26.0%)	32 (16.7%)	56 (29.2%)	7 (3.6%)

表中の( )内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。

## 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び割合



## 業種ごとの主な改善基準告示違反事項件数



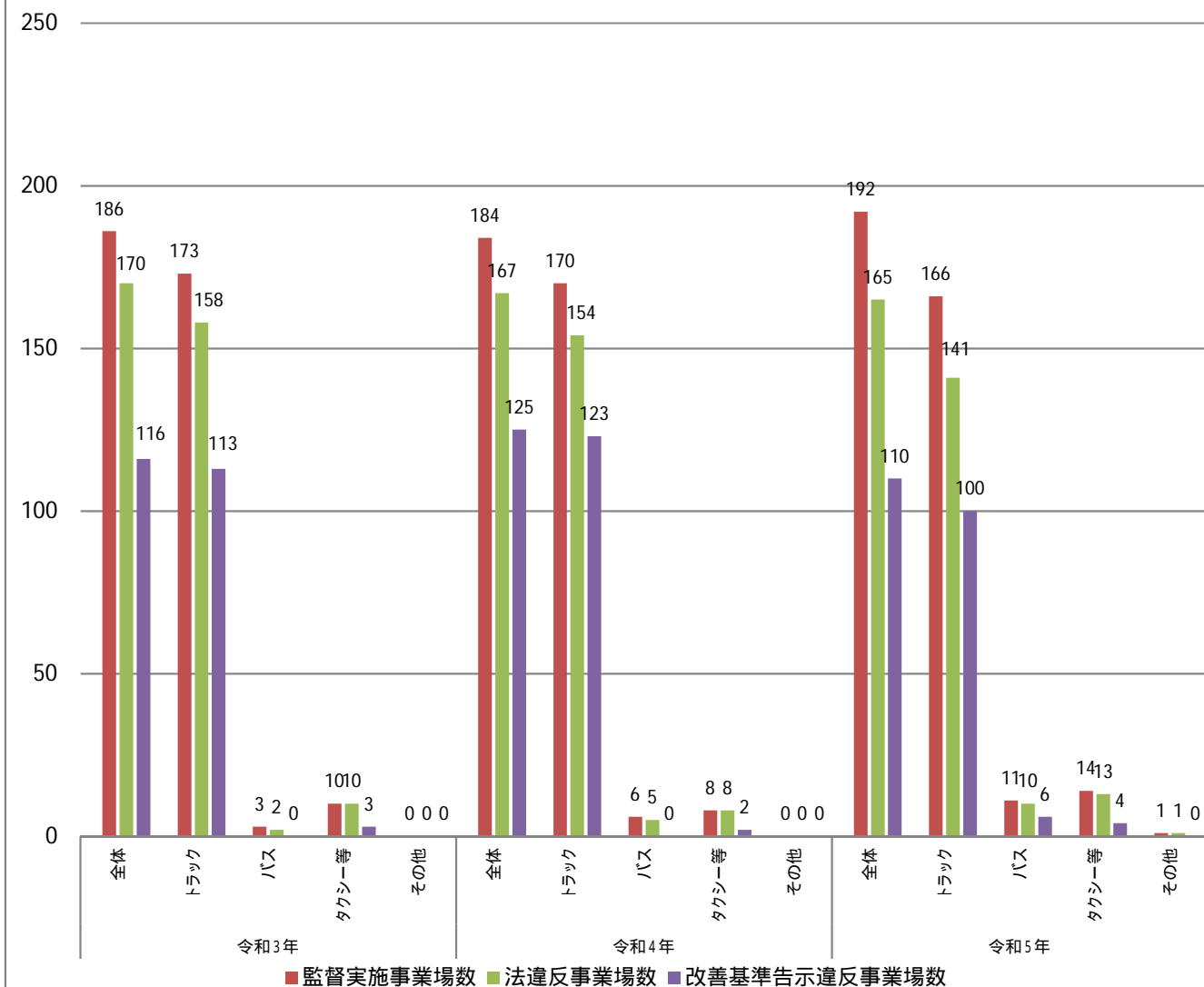
1事業場で複数の改善基準告示違反がある場合がある。

3 令和3年から令和5年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数

業種・事項		年		
		令和3年	令和4年	令和5年
トラック	監督実施事業場数	173	170	166
	労働基準関係法令違反事業場数	158 (91.3%)	154 (90.6%)	141 (84.9%)
	改善基準告示違反事業場数	113 (65.3%)	123 (72.4%)	100 (60.2%)
バス	監督実施事業場数	3	6	11
	労働基準関係法令違反事業場数	2 (66.7%)	5 (83.3%)	10 (90.9%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (54.5%)
タクシー等	監督実施事業場数	10	8	14
	労働基準関係法令違反事業場数	10 (100.0%)	8 (100.0%)	13 (92.9%)
	改善基準告示違反事業場数	3 (30.0%)	2 (25.0%)	4 (28.6%)
その他	監督実施事業場数	0	0	1
	労働基準関係法令違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	監督実施事業場数	186	184	192
	労働基準関係法令違反事業場数	170 (91.4%)	167 (90.8%)	165 (85.9%)
	改善基準告示違反事業場数	116 (62.4%)	125 (67.9%)	110 (57.3%)

表中の( )内は違反率。1事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

## 業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数 (R3年～R5年)



1事業場で法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

#### 4 監督指導を実施した事業場における労働時間の削減等に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた事例【トラック】

##### <事例1>

###### 【事業場の状況】

自動車運転者について、夏季における食料品飲料等の運送業務量が増加したことにより、36協定の協定時間を超える時間外労働が発生し、一部の自動車運転者において時間外労働時間数が月100時間を超えていた。

（「36協定」とは時間外労働時間数の上限等を労使間で協議した書面による協定をいう。）

###### 【事業場における取組】

事業主が荷主と協議を行い、受注量や荷積み・荷卸し時間を調整することで、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。

##### <事例2>

###### 【事業場の状況】

建築資材を運送する自動車運転者について、繁忙期に36協定の協定時間を超える時間外労働が認められ、一部の自動車労働者において時間外労働時間数が月100時間を超えていた。

###### 【事業場における取組】

事業主が荷主と協議を行い、荷待ち時間の短縮や高速道路を利用することで、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。





# STOP!

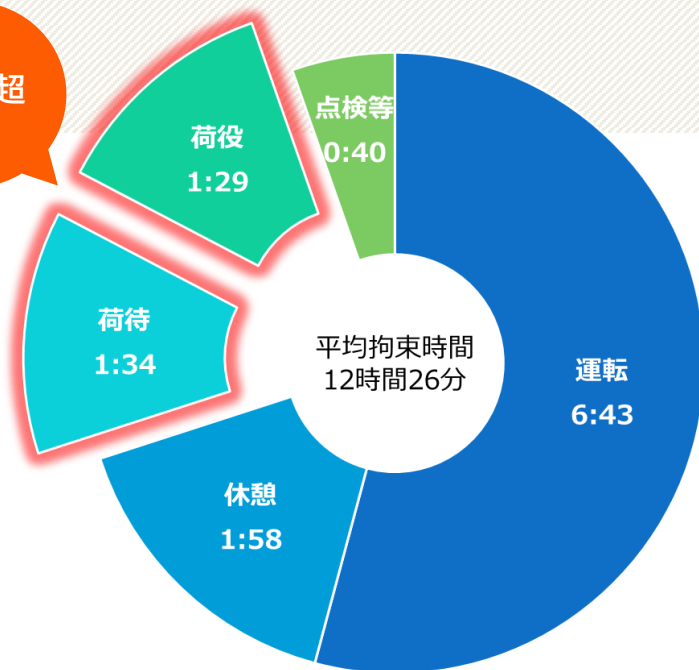


## 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

### トラックドライバーの拘束時間の内訳

3時間超



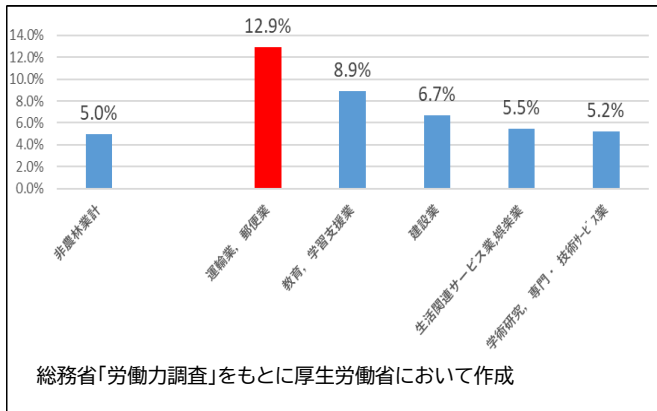
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



# ⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

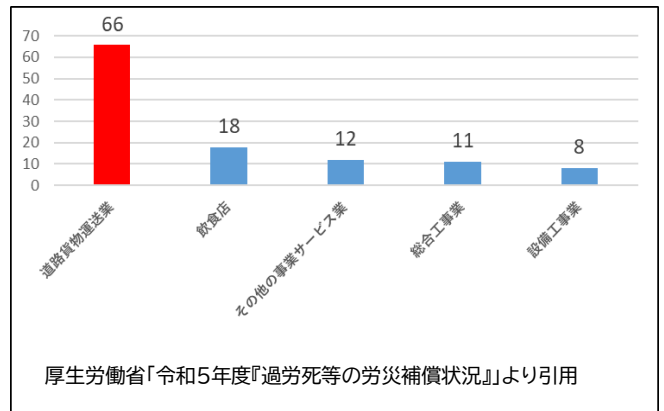
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。



こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

# ⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

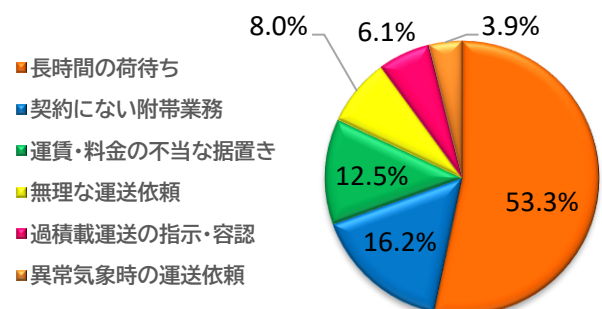


トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約のない附带業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、**2030年には34%の輸送力が不足する**かもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

# 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

## 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない付随作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット  
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

## 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット  
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。  
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は付随作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

**「標準的運賃」**の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



# 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、  
物流の生産性向上・適正化に向けた

**「改正物流法」**についてご理解いただき、  
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		